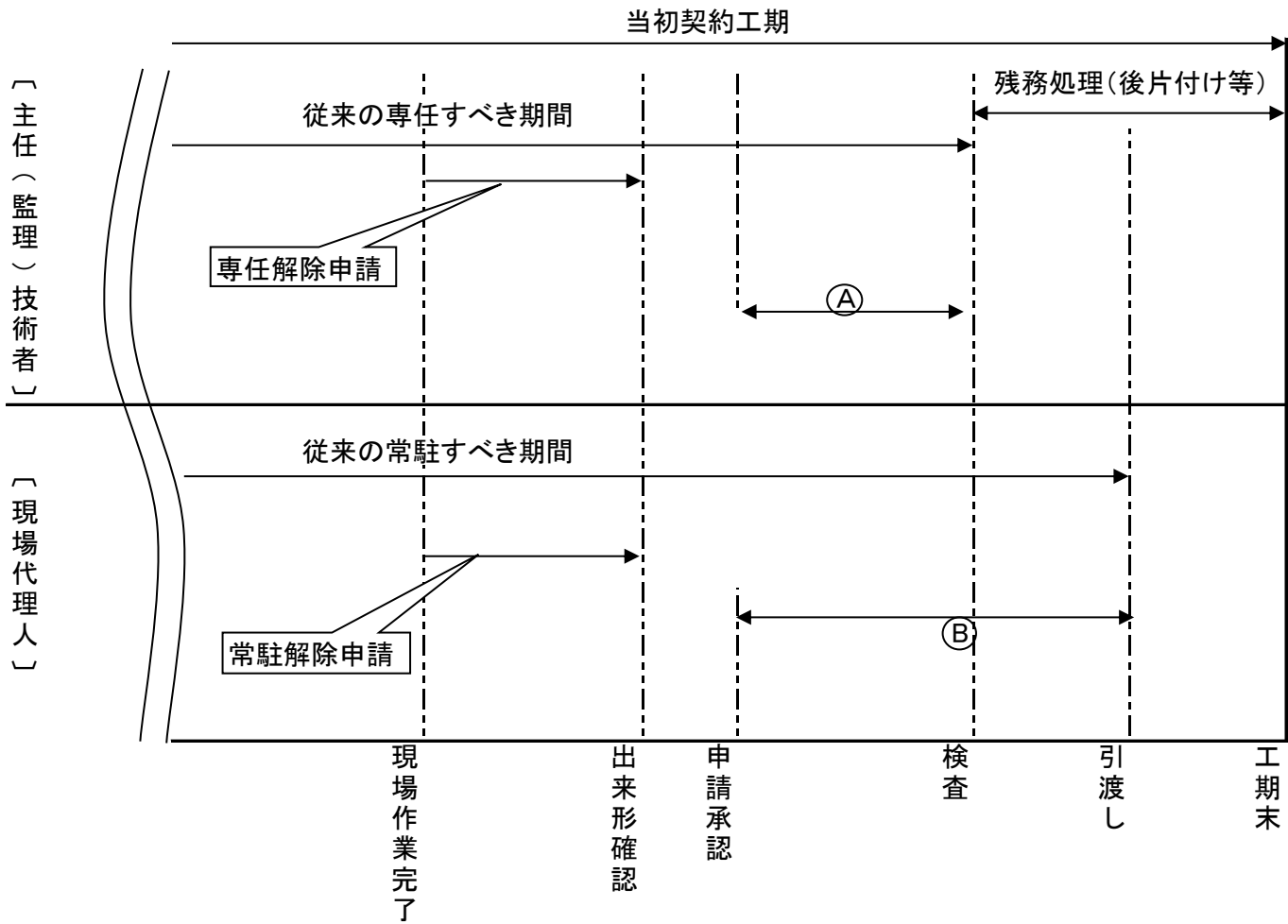


(別表1)

工事完成時における専任又は常駐を要しない期間



主任技術者等

Ⓐの期間については、請負業者からの申出を市が承認した以降は専任不要
(工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。)

現場代理人

Ⓑの期間について、請負業者が、常駐していた現場代理人と同等以上の者を現場保全等の担当者として別に指定すれば、請負業者からの申出を市が承認した以降は常駐を要しないものとします。
(工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。)